

市民プール営業の判断基準について

■ 経緯と考え方

環境省・スポーツ庁は「暑さ指数」31℃以上であれば、運動は原則中止、特に子どもの場合は中止すべきとの方針を示していることから、市営プールについて、前日の予測値を基に31℃を上回る場合は休場に行っているところである。

しかしながら、今年の酷暑により休場が続く中であって、現地での実測値が環境省の予測値を下回る例も多いことから、改めて環境省に確認したところ、「環境省の予測を参考にしつつ、活動場所・時間ごとに暑さ指数を測定することが適切である」との回答を得た。

このため、利用者の安全と命を守ることを最優先としつつ以下のとおり、改めて休場の可否を判断する。

※暑さ指数は、単位は気温と同じ摂氏度(℃)で示すが、その値は気温とは異なり、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標。

1 判断基準

環境省が、前日16時現在で発表する堺と熊取の両地点の翌日の暑さ指数予測に基づき、33℃(※1)以上の場合、休場

(※1) 熱中症警戒アラートが発令される指数

	暑さ指数(前日16時現在)		判断
	翌日9時予測	翌日12時予測	
初心者水泳教室(9～12時)	33℃	/	<u>休場</u>
一般開放(日・祝 10～17時)			
一般開放(月～土 12～17時)	/	33℃	

2 基準の考え方

現場での実測値が環境省の予測値を下回る(おおむね0.2～1℃の差が生じる)傾向がみられた。

これを踏まえ、前日の堺と熊取の両地点の暑さ指数が33℃以上の場合、予測値と実測値の差を勘案しても、ほぼ確実に暑さ指数が31℃以上となることが見込まれることから、前日中の予測値で休場を判断する(前日にした方が利用者の混乱を回避できるため)。

3 安全管理対策

プール開場後に、現場で測定する暑さ指数が31℃を超えた場合、以下の対策を講じて開場を継続する。

- ・加水して水温を中性水温(※2)以下にする。
- ・加水しても中性水温以下にできない場合は、休場する。
- ・各プールにウォーターサーバーを設置してこまめな給水を促す。
- ・休憩時間を「30分に1回」に変更する。
- ・従業員についても、こまめな水分補給・休息をとらせる。

(※2) 中性水温(33～34℃)

水中で安静状態のヒトの体温が上がりもし下がりもしない水温(中性水温以下であれば、水が体を冷却してくれるので、水中運動は陸上運動より体温はあがりにくい)。